

水質汚濁に係る京都市環境保全基準の改正について

②「水生生物の保全に係る水質環境基準」に関する  
 新たな項目の設置等について

【現況】

現在、国の環境基準における水生生物の保全に係る水質環境基準についての類型指定作業が進められており、平成 21 年 初めて市内河川（淀川水系宇治川）にも類型があてはめられた。

なお、市保全基準には対応する基準が設定されていない。

I 国の環境基準について

1 環境基準（水生生物保全環境基準）の概要

水質汚濁に係る環境基準については、健康項目と生活環境項目が定められているが、平成 15 年 11 月、生活環境項目に新たに水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全水質環境基準」という。）が追加された。（下表参照）

（「河川及び湖沼」の基準のみ抜粋）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
備考	基準値は、年間平均値とする。	

2 基準設定までの流れ

(1) 平成5年1月中央環境審議会答申

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」

化学物質による水生生物等への影響の防止といった新たな観点からの環境基準の検討が必要であると指摘される。

(2) 平成 14 年 8 月水生生物保全水質検討会報告

「水生生物保全に係る水質目標の検討について」

基本的考え方や水質目標値（及び導出手順）が示される。

(3) 平成15年9月中央環境審議会答申

「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」

(4) 平成15年11月5日環境省告示第123号

⇒「水生生物の保全に係る水質環境基準」の設定

◆考え方，設定手順については 資料5-2 参照

### 3 類型指定状況

(1) 国による指定

平成18年6月30日 : 北上川，多摩川，大和川，吉野川

平成21年3月31日 : 利根川，鬼怒川，江戸川，中川，綾瀬川，渡良瀬川，神流川，荒川，霞ヶ浦・北浦・常陸利根川，東京湾

平成21年11月30日 : 相模川，富士川，天竜川，木曾川，揖斐川，長良川，淀川，神崎川，猪名川，木津川，琵琶湖

※宇治川は「淀川」に含まれる。

(2) 京都府による指定

桂川，由良川について検討中。(平成22年秋 告示予定)

◆類型指定の考え方については 資料5-3 参照

### 4 今後の類型指定予定

(1) 国による指定

完了(市内の指定対象は宇治川(淀川)のみ)

(2) 京都府による指定

順次指定予定(対象:BOD等一般項目の類型が指定されている水域)

## II 市保全基準について

市保全基準には，水生生物保全水質環境基準に対応する基準が設定されていない。